

航空法改正の施行状況について

令和4年6月17日
国土交通省 航空局

旅客等への周知広報の取組状況について

1. 概要

令和3年6月に公布、令和4年3月に施行された改正航空法においては、旅客等に対する保安検査を法律上で義務付けるとともに、違反者に対しては罰則を科す内容も含まれていることから、国内関係者と連携しながら様々な媒体を活用して周知、広報を実施している。(下表参照)

2. 取組状況

媒体名	対象	実施時期	実施内容
①ポスター デジタルサイネージ	旅客・従業員	令和3年12月から掲示開始	各空港保安検査場入口等でポスター、デジタルサイネージにて改正内容等を周知
②政府広報	旅客	令和4年1月28日、30日	政府広報の各媒体にて周知(BS放送(1月28日)、ラジオ放送(1月30日))
③Facebook	旅客	令和4年1月28日	航空局ページにて上記放映日等を投稿
④Twitter	旅客	令和4年1月28日～5月6日	国交省ページに改正内容等のメッセージを掲出
⑤Youtube	旅客	令和4年2月10日、3月10日	改正内容を解説する3種類のビデオを作成、国交省ページに掲出 ①CM編 ②Q&A編 ③「保安検査の受け方」動画
⑥Webinar	従業員	令和4年2月10日	改正前に保安意識の向上を図るセミナーを開催
⑦Youtube広告	旅客	令和4年2月15日から1か月間	YouTube本編前の広告に動画(CM編)が流れる
⑧機内誌	旅客	令和4年3月	機内誌に改正内容等を掲載(航空運送事業者5社)
⑨館内放送	旅客	令和4年3月開始	各空港において、法改正内容や検査への協力依頼を放送

3. 方向性

今後も関係者と連携しながら、周知、広報を実施していく。



調査目的

これまで保安検査については、法的位置づけが明確でなく、旅客の協力を得にくい、毅然とした姿勢で検査に臨みにくい等の課題があったところ、本年3月に施行された改正航空法において、旅客等に対し保安検査の受検を義務づけるとともに、保安検査員等が業務の的確な実施のため、旅客等に対し必要な指示を出すことができる権限を法律上明確化するなど、航空保安対策の確実な実施に資する制度が整備された。

本調査は、現場で航空保安業務に従事する関係者の意識の変化等について調査することにより、新制度の効果を把握するとともに、今後の取組に活用することを目的として実施した。

【調査の概要】

- 対象者:保安検査会社、航空運送事業者、空港設置管理者、運営権者、航空旅客取扱施設において航空保安業務に携わる職員
(「保安検査員の人材確保・育成に関する検討WG」構成員を通じて調査)
- 期間:令和4年4月19日～令和4年5月13日
- 方法:メールアンケート

【回答者属性】

- 回収件数 2,044件
- 年代 10代:41人 20代:739人 30代:528人 40代:459人
50代:197人 60代:70人 70代以上:2人 無回答:8人
- 業種 保安検査会社職員:1,579人 航空運送事業者職員:275人
空港設置管理者職員:17人 運営権者職員:76人
航空旅客取扱施設職員:88人 無回答:9人
- 勤務歴 1年未満:52人 1年～3年未満:405人
4年～10年未満:726人 10年～20年未満:591人
20年以上:262人 無回答:8人

【調査項目と趣旨】

1. 保安検査の受検義務に関すること
保安検査の法律上の義務化、未受検で危険物等所持制限区域に立ち入った場合の罰則規定の新設に伴う「業務のやりやすさ」などに関する意識の変化を調査。
2. 法に基づく指示権限の行使に関すること
保安職員が職務遂行のために指示を出す権限が明確化され、指示権限を付与された職員は、保安検査場の強行突破や荷物の開披拒否といった不適切な行為をする者に対して、必要な指示を行うことが可能となったことから、指示権限を付与された職員に対しては「指示権限の適確な行使」について、付与されていない職員に対しては「指示権限付与職員がいることによる取組姿勢の変化」について、意識の変化を調査。
3. 周知広報の効果に関すること
各空港におけるポスター等の掲示やインターネット上での公表など、現在取組中の周知広報施策の浸透状況や効果について調査。

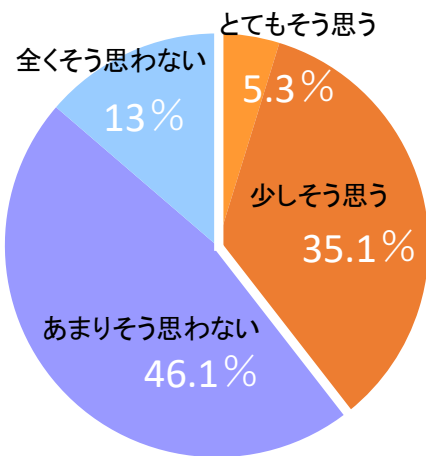
注:今回の調査は、法施行直後、かつ、航空需要の回復・増加前に実施したもの。法施行の効果や意識変化を尋ねる質問に対し「そう思わない」と回答したものの中には、「施行されて間もない」「コロナ禍で旅客数が少ない」等の理由を挙げたものが多数含まれていることに留意。

法改正の施行状況について(検査員の意識変化等の状況②)

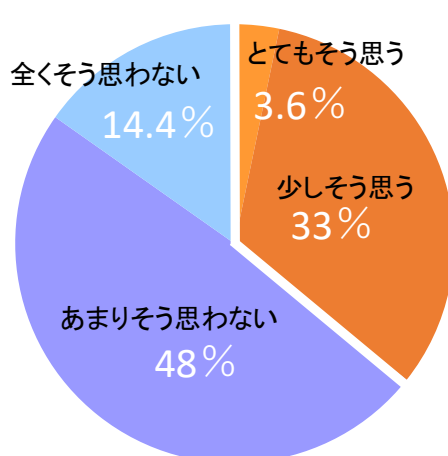
1. 保安検査の受検義務に関すること

※ 全ての問について「無回答」の構成割合が2%以下であったため、グラフ上の記載を省略。よって、内訳の合計は100にならない。

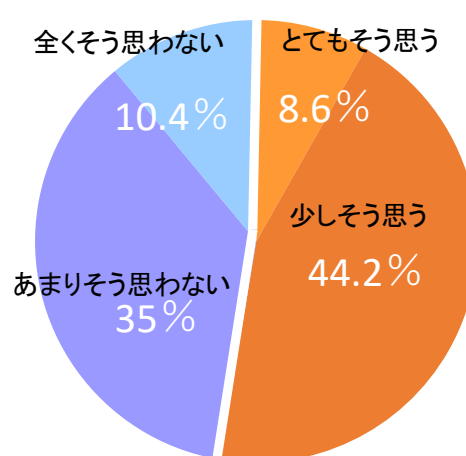
①法施行前と比べて業務がやりやすくなったと思いますか



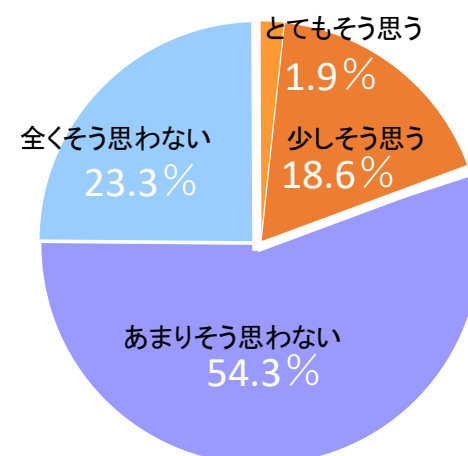
②法施行前と比べて旅客の協力を得やすくなったと思いますか



③法施行前と比べて毅然とした姿勢で業務に臨めていますか



④クレームや検査に非協力的な旅客が減ったと思いますか



半数以上の者が法施行前と比べ毅然とした姿勢で業務に臨めていると回答(③)しており、新制度の効果が確認できた。

①・②・④については改善を実感している者がやや少ないが、法施行後わずか1~2ヶ月の時点での調査であることや、コロナ禍で旅客数が少ないことも原因だと考えられる。

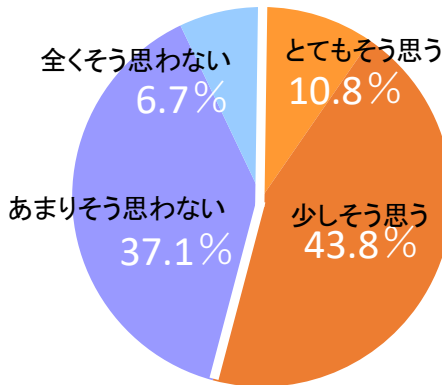
また、これらの新制度による改善効果を更に高めるためには、検査を受ける側の意識を変えていくことも必要であり、旅客に対する周知広報を引き続き実施していく。

肯定的コメント: 「周知広報の効果がしている」「法律の後ろ盾ができて自信を持って説明できるようになった」「責任を強く感じるようになった」「クレーム後、納得いただくまでの時間が短縮したと思う」等

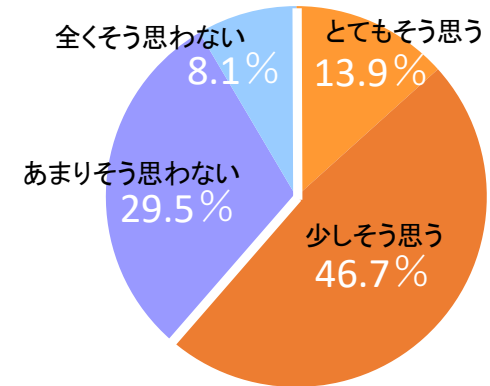
否定的コメント: 「法的な説明をすると、かえってクレームを言われそう」「毅然とした姿勢で臨むと「態度が悪い」と言われそう」「非協力的な客は法施行など気にしない」「今回の改正内容がまだ旅客に浸透していない」等

2. 法に基づく指示権限の行使に関すること

①指示権限を行使すべき場面で**毅然と適確に行使することができる**と思いますか
【指示権限付与職員のみ回答: 942人】



②指示権限付与職員がいることにより**安心して業務に取り組んでいる**と思いますか
【権限が付与されていない職員のみ回答: 1,098人】



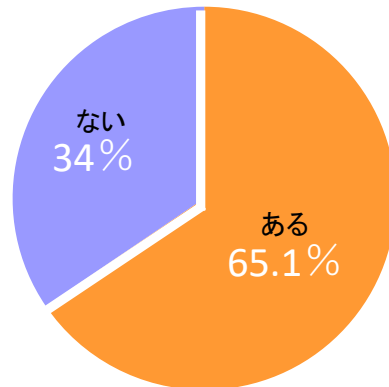
指示権限付与職員の半数以上(①)、指示権限の付与を受けていない職員のうち約6割(②)が肯定的に評価。

肯定的コメント:「法的に守られているという安心感がある」「いざとなったら指示権限付与職員が適切に対応してくれると思う」等

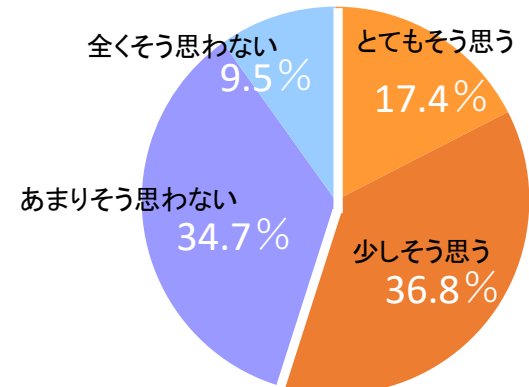
否定的コメント:「身分証を旅客に説明し、理解を得るのには時間がかかりそう」「権限行使後に航空会社の協力が得られるか心配」等

3. 周知広報の効果に関すること

①法改正に関する**周知広報施策を見た**ことがありますか



②旅客にとって、法改正に関する**周知広報施策は効果的**だと思いますか



現在取組中の周知広報施策について、約6割の職員が見たことがあると回答し、半数以上の者が効果的であると回答。

肯定的コメント:「広報を見た旅客から法改正に関する質問を受けることもある」「検査場にもポスターが貼付してあり対応しやすい」等

否定的コメント:「空港にはポスターがたくさんあり、旅客が全て見ているかどうか疑問」等